松江地区 里親だより

第16号
（令和４年３月）

発行：島根県松江地区里親会
〒690-0823 島根県松江市西川津町 3090-1　島根県中央児童相談所内
TEL:0852(21)3168　　FAX：0852(21)3163

松江地区里親会会長　柏木　直人

わたしは養子縁組を希望しない養育里親です

２００７年、６０歳になったばかりの時、真新しい登録証書と一緒に初めての里子がやって来ました。

里親制度の事など全く知らない私たちは、それから右も左も分からないまま同居がはじまり、１５年という月日が流れていきました。〝もう今や家族です。”けれども「養子縁組」をした訳ではありません。私が登録したのは、「養育里親」といっていずれ親元へ帰っていくまで里子を預かり里子に安心の場を提供する家庭です。親元と子どもの思いが一致すれば、当然子どもは里親家庭を離れて親元へ帰っていきます。それを良しとして里子の受け入れを希望した「養育里親」です。

▲第９回目「里親さんとのおはなし会」にて

おとうさん、おかあさん、それに家族の方にも

子育てに戸惑いを感じた時には、“手伝ってよ”と言っていいんですよ。子育てなどに辛くなる時ってどこの家庭でもあることですし、そんな時にはきっと、子どもの居場所に無理が起きているのかもしれませんね。

大丈夫です。あなたの辛さが落ち着くまでは、「里親」が代わって子どもの安心する場所になりますよ。児童相談所は、不安を抱えた児童を保護し、親元に帰れない場合には、親の承諾を得てから「児童養護施設」や「里親」の家庭へ委託をし、子どもの安心の場を提供します。

どうぞ誤解しないで下さい。子どもを「捕る」のではありません。「児童養護施設」や「里親」は親の安心が広がるまで、家庭の代替えとして子どもを預かる場所です。１８歳までが基本になりますが、親子の間に落ち着きが整うならば、子どもの意思を尊重したうえ、自分のお家へ帰ることが出来ます。

一般論としての里親＝養子縁組ではなくて

我が家に初めて「里子」が来た頃には、聞いてくる方の半数以上から、〝養子縁組みしたの？〟と不思議がられるほどでした。そんな状況だから、子育てに戸惑いを持たれた方からすれば、「里親に捕られる」という気持ちはたくさんあると想像できます。いいえ、今でもそれは多く広まっていると考えています。

そんな時にこそ「里親」を活用してください。
「ショートステイ」の受け入れ先としても、どうぞ活用してください。

私たち「里親」は、子どもの安心を提供する「代替え家庭」として子どもを預かります。

「里親だより」によせて

島根県中央児童相談所長 (松江地区里親会顧問)　寺本　年生

私事で恐縮ですが、先日、終活のために書棚周りを整理していると、一冊の小文集が出てきました。タイトルは『西ノ島町海の子作文コンクール表彰作品集』。頁をめくると、当時小学２年生（七歳）だった息子の書いた拙い作文が載っていました。久しぶりに読むと当時の生活を瞬時に思い出し、少し胸の中が温かくなりました。以下、作者の了解なしで、平仮名もそのままで紹介いたします。

「うみの中にはいっぱいさかながいたよ」

五月六日、四人かぞくぜんいんで、おきせんのふなつきばにいきました。
はじめに、こうえんのすべりだいであそびました。ぼくとおとうとがあそんでいました。
おかあさんはベンチにすわっていて、おとうさんはうみを見ていました。すこししたら、
きっぷうりばのちかくのおみせでアイスクリームをかいました。うみのちかくでたべました。
うみをのぞいて見たら、七ひきのくろいさかなのぎょうれつがいました。
先とうのさかなが前にいったら後のさかながついていきました。
先とうのさかなが右にいったら後のさかながまたついていきました。
先とうはいちばん大きかったので、おとうさんだとおもいました。
二ばんめはおかあさんであとは子どもたちでした。うみのみずはとてもきれいでした。
そこのいわやかいそうも見えていました。
七ひきのさかなのほかには、にいなやかわはぎがいました。
みんなきれいなうみで、気もちよさそうでした。
さかなを見ていると、くらくなったのでいえにかえりました。
うちのかぞくは、ぼくが先とうでかえりました。

話は変わりますが、『七歳までは神のうち』という言い伝えがあります。産まれてから七歳までは神様から子どもを預かっている事を表し、まだ穢れのないその時期は「あの世（黄泉）」の所属（神に近い存在）なのだということです。神に近いというのは死に近いという事であり、簡単に言えば、「七歳まではいつ死んでもおかしくない」という意味です。医療が今ほど発達していない時代、まだ抵抗力のない子どもは常に死と隣り合わせで、幼くして病気で亡くなる事がたびたびあり、それを「預かっていた子どもを神様にお返しする」というふうにとらえられていたということなのでしょう。

その言葉が示すとおり、「七歳」という年齢は何かの境目なのかもしれません。あの時、はりきって先頭で歩いていた七歳の息子は今、もうどこにもいません。いるのは、２８歳になり、いつからか毎朝髭を剃るようになった息子です。純粋無垢な姿で「お父さん海行こう。」と誘ってくれていたあの時間が、どれだけ貴重でかけがえのないものだったのかを今はただ呆然と振り返るだけです。〝子どもは預かりもの〟・・・研修の養育体験談の中で、里親さんが同じ言葉を紹介され、あまり気負わずに愛を注いでいきたいと話されていたのを思い出します。いずれ親の手を離れていく子ども、だからこそ子どもたちに今何ができるか考え、精いっぱい応援したいと思っています。

温かいご支援をありがとうございました！

寺本所長　　島根県電気工事工業組合青年部田中部長様

今年も島根県電気工事工業組合青年部様より県里親会に「里子激励金」をいただきました。「里子さんたちのために役立ててほしい」と長年にわたりご寄付をいただいています。松江地区里親会では、Ｒ３年度はいただいた激励金で委託中の里親さんに、図書カードやＱＵＯカードにて贈呈しました。

こんなこともしてます！！里親さん

松江市の子育て支援に参加!!

子育て中の保護者さんをサポートする「ショートステイ」「トワイライトステイ」をご存じですか？児童養護施設に加えて〝里親〟も可能になりました。
対象は、０歳児から小学６年生までです。

ショートステイ・トワイライトステイに関する お申し込み・お問い合わせ先

松江市子育て支援課　保育幼稚園係
松江市末次町８６番地(松江市役所⑫窓口)
TEL(０８５２)５５-５３１２

ミニおはなし会はひざを交えて!

（R３.１２.１１　いきいきプラザ）
もっと、里親制度を身近に感じてもらいたいと企画した第一弾!〝ちょっと知りたいから教えて〟スタンスでのおはなし会、ミニおはなし会を開催することができました。〝こんな事も聞いていいですか？〟〝もちろん!〟そんな感じで、「里親や里親のもとで暮らす子ども達は特別ではなくいろんな家庭の中の一つの形です。」ということを伝えられたすてきな会でした。
R４年度もまたやります!!

里親さんとのおはなし会♪

（R３.１１.３　いきいきプラザ）
第９回となりました。里親さんの体験発表の後、里親を交えてのグループ別のおはなし会をし、様々なご質問・ご意見をいただきました。R４年度も計画中です。

里親相談引き受け隊

～あなたの想い聞かせて下さい～

柏木　:090-1188-2239

錦織　:090-1019-4603

宇都宮:080-8241-6929
mail : kyouko0609.xxboo@docomo.ne.jp

林　:090-9411-0083
mail : iketerutetu0623@docomo.ne.jp

里親委員会事務局:(0852)21-3168
mail : chuo-satooya@pref.shimane.lg.jp
(児童相談所内)

知ってください里親を！

～里親出前講座のご案内～

松江地区里親会では里親について多くの方に知ってもらうため「里親出前講座」を開催しています。

❖里親出前講座とは?

実際に子どもを養育した経験のある里親の体験談を聞いていただくものです。費用は無料です。
「里親って何?」「里親をやっている人の話を聞いてみたい。」など興味をお持ちであれば、各種会合や研修会、少人数の集まりなどへ出前講座に伺います。お気軽に松江地区里親会事務局へお問い合わせください。
（TEL 0852-21-3168）

専門里親更新研修を受講して

専門里親　錦織　いづみ

昨年１１月、東京での専門里親更新研修を受講してきました。
午前の講義「障がい児の理解と養育」～育てにくさのある子どもの行動とその背景にあるもの～を聴き、子どもの育ちを支えるもの・子どもの発達潜在力・家庭養育の心理的安定・育ちを支えるコミュニティー・子どもの自尊感（自他受容性）を中心とした内容を通し、これでいいんだなと思える事がありました。
子どものする事にはすべて意味があると言われる。育てにくさ・育ちにくさが意味の分かりにくい行動となる。バランスがとれないまま大人になってしまう危うさとなる。発達のアンバランス（本人が抱え持つ多様な障がいがハイリスクとなり）成長発達を阻害している。上記の４つの生活環境を大切にしながら、ゆっくりと成長発達する過程でアンバランスを克服する力を獲得していくことが出来ると思いました。これからも育ちの生活をサポートし、成長を見守りたいと思います。

里親制度って？

様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちを、児童福祉法の規定に基づき、里親が自分の家庭に受け入れ、実親に代わって公的責任の下で養育や保護を行う「子どものための」制度です。

どんな種類があるの？

★養育里親 ……親と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親
★養子縁組里親…養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親
★親族里親……親が死亡・行方不明などの事情により子どもを養育できない場合に、親に代わって子どもの扶養義務者及び配偶者である親族（祖父母・きょうだい等）が養育する里親
★専門里親……虐待・非行・障がいなど、特に支援を必要とする子どもを専門的な知識を持って養育する里親

里親になるまでのステップは？

①児童相談所へ相談 → ②研修受講、調査 → ③審査・登録　その後は随時更新
※まずはお電話でご予約のうえ来所ください。里親制度について詳しくご説明します。